



障サ 居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護等

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病の方（P19～21）の身体介護や家事援助を行います。手続き等はP17をご覧ください。

■対象

①居宅介護

障がい者（児）のうち、障害支援区分が区分1以上（身体介護を伴う場合の通院等介助は区分2以上）。身体介護は居宅での入浴、排せつ、食事等の介護と身体介護を伴う通院等介助。家事援助は居宅での掃除、洗濯等と身体介護を伴わない通院等介助。通院等乗降介助は通院するために、ヘルパー自らが運転する自動車への乗車・降車の介助。

②重度訪問介護

障がい者のうち、障害支援区分が区分4以上で、次のいずれかに該当する方

ア 二肢以上にまひがあり、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」

「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている方

イ 常時介護を要し、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の方

③重度障害者等包括支援

障害支援区分が区分6に該当する者の中、意思疎通に著しい困難を有する方でかつ次に該当する方

- ・重度訪問介護の対象であって、四肢すべてにまひがあり、寝たきり状態にある、次のいずれかに該当する方

ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

イ 最重度知的障がい者

- ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の方

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。
詳しくはP22～24

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障サ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の必要な援助を行います。

■対象

同行援護アセスメント票による調査項目中「視力障がい」「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障がい」の点数が1点以上の方

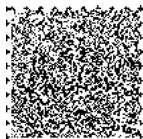
※障害支援区分は不要です。

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。詳しくはP22～24

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





障サ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難を有する方に、外出時において移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

■対象

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等

の合計点数が10点以上の方。

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。
詳しくはP22～24

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障サ 療養介護

病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援を行います。

■対象

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者

- ①障害支援区分6で気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ②障害支援区分5以上で、重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者の方、及びその他一定の要件を満たす方

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。
また、食事については実費負担となります。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障サ 生活介護

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

常時介護を要する障がい者の方に、昼間、障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

■対象

障害支援区分が区分3以上、50歳以上は区分2以上

■費用

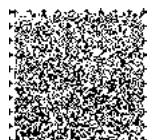
原則、所得に応じた利用者負担があります。
また、食事については実費負担となります。
詳しくはP22～24

■区内施設

P150をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





障サ 短期入所（ショートステイ）

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

介護を行う方の疾病その他の理由により、居宅で介護を受けることが一時的に困難になつた場合に、指定の障がい者（児）施設などに短期間入所して必要な支援を受けることができます。

■対象

障害支援区分が区分1以上である障がい者（児）

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。

また、食事については実費負担となります。

詳しくはP22～24

■利用日数

連続30日までを限度とします。

年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安とします。

■区内施設

P150をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

※裁判員制度に従事するためにご利用の場合は「裁判員制度に関する助成（P91）」をご覧ください。

障サ 共同生活援助（グループホーム）

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

共同生活を営む住居に入居している障がいがある方に、主として夜間において、共同生活を送る住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、就労先その他関係機関との連絡、生活等に関する相談その他日常生活上の援助を行います。

■対象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等（P19～21）のある方

※詳しくは、各事業所にお問い合わせください。

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。

詳しくはP22～24

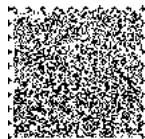
■区内施設

P157～160をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

精神障がい者グループホームについては
各地域庁舎の地域健康課（表紙、P28）





障サ 施設入所支援

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■対象

- ・生活介護を受けている方で、障害支援区分が区分4以上、50歳以上は区分3以上
- ・自立訓練、就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練を行うことが必要かつ効果的であると認められた方など

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。また、食事については実費負担となります。
詳しくはP22～24

■区内施設

P150をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障サ 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

機能訓練は、身体機能・生活機能の維持向上を目的とし、生活訓練は、生活能力の向上を目指します。生活訓練には通所型の他に、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用し、帰宅後における訓練その他の支援を行う宿泊型自立訓練があります。

■対象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等（P19～21）のある方
※詳しくは、各事業所にお問い合わせください。

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。また、食事については実費負担となります。
詳しくはP22～24

■区内施設

P151をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





障サ 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

《就労移行支援》

就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のため必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。

《就労継続支援》

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

《就労定着支援》

就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている方に、必要な連絡調整や指導・助

言等の支援を行います。

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。また、食事については実費負担となります。詳しくはP22～24

■区内施設

P151～153をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

※は各地域庁舎の地域健康課（表紙、P28）

障サ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する、知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意志を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■対象

- ・障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある方

・現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な方

・障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な方

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。
詳しくはP22～24

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する、相談その他の必要な支援を行います。

■対象

以下の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要な方

- ・障害者支援施設等や療養介護を行う病院に入所している障がい者

- ・精神科病院に入院している精神障がい者
- ・保護施設や矯正施設等に入所している障がい者

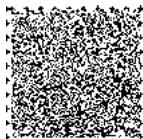
■費用

利用者負担はありません。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

各地域庁舎の地域健康課（表紙、P28）





地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

■対象

- ・居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない方
- ・居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、家族等の緊急時の支援が見込めない状況にある方

■費用

利用者負担はありません。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービス・地域相談支援、障害児通所支援を利用する際、「サービス等利用計画案」（障害児通所支援利用時は「障害児支援利用計画案」）を提出いただきます。

サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の作成は、指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）が行います。

サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）は、サービスを利用する方やそのご家族の生活に対する意向、相互的な援助の方針、生活上での解決すべき課題、サービスを提供する上での留意事項などが記載され、支給決定を勘案する資料のひとつとなります。

指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）は、サービス等利用計画案の作成や、支給決定後の関係者の連絡調整を行います。また、一定の期間ごとに定期的なモニタリングを行い、計画の見直しを行います。

■対象

障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の利用を希望するすべての方

■費用

利用者負担はありません。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）
区内指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（P161）

障害児通所支援

障害児通所支援は、次の5つのサービスがあります。費用と窓口はいずれも以下のとおりです。

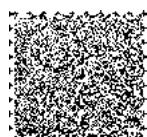
■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。
また、食事については実費負担となります。
詳しくはP22～24

■窓口

障害福祉課障害者支援（認定・給付）

☎5744-1316 FAX 5744-1555





● 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

■対象

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

■区内施設（令和5年4月1日現在）
P154をご覧ください。

● 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。

■対象

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児

■区内施設（令和5年4月1日現在）
P154をご覧ください。

● 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■対象

児童発達支援、医療型児童発達支援、又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児

■区内施設（令和5年4月1日現在）
P156をご覧ください。

● 保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■対象

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児であって、当該施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障がい児

■区内施設（令和5年4月1日現在）
P156をご覧ください。

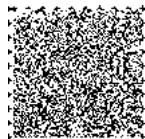
● 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

■対象

学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

■区内施設（令和5年4月1日現在）
P155～156をご覧ください。





地 地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。事業の内容によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類があります。活動内容や利用方法については、各施設へ直接お問い合わせください。

■地域活動支援センターⅠ型

(主な対象者 精神障がい者)

こうじや生活支援センター

☎03-5705-0744

FAX 03-3742-3648

かまた生活支援センター

☎03-5700-6761

FAX 03-5700-6753

■地域活動支援センターⅡ型

(主な対象者 精神障がい者)

サポートネット久が原 ☎・FAX 03-6410-2502

サポートネット糀谷 ☎・FAX 03-6314-5097

シーエス・アディ ☎・FAX 03-3757-7817

雪谷工房 ☎・FAX 03-3720-2878

■地域活動支援センターⅢ型

(主な対象者 精神障がい者)

糀谷作業所 ☎・FAX 03-6314-7596

(主な対象者 知的障がい者)

スペースC ☎・FAX 03-3762-2213

カフェパーチェ ☎・FAX 03-3764-0858

地 日中一時支援

保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

■対象

区内に居住し、一時的に見守り等の支援が必要な知的障がい者(児)又は身体障がい児。学齢児以上が対象となります。

■実施施設

いずみえん

■利用方法

①事前登録が必要です。

②利用時間は午前9時から午後7時までです。

③ひと月24時間を限度とします。

■利用者負担額

利用者負担額は次のとおりです。

①課税世帯…利用費用の10%相当額

②非課税世帯及び生活保護受給世帯…無料

(食事代は自己負担)

世帯の範囲はP24※を参照してください。

■申請手続

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちのうえ、窓口まで

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課(表紙、P28)

緊急一時保護

保護者や家族等介護者の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者(児)を保護する制度です。

※いずれのサービスも親族による保護は対象外です。

■対象

区内に居住し、日常生活に介護を要する身体障がい者(児)・知的障がい者(児)で次のような要件に該当する方。ただし、他の専門医療機関への入院・治療が必要な方、65歳以上の方及び介護保険のサービスが利用できる

方は対象となりません。

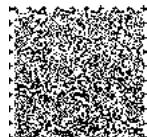
①保護者や家族が疾病、出産、事故等緊急の事由により、一時的に介護できないとき

②保護者や家族が冠婚葬祭により一時的に介護できないとき

③保護者や家族が障がい者(児)の兄弟姉妹が通学する学校等で主催する行事等に出席するため一時的に介護できないとき

④保護者や家族が休養、旅行等のため一時的に介護できないとき

⑤保護者や家族が裁判員制度の手続き、従事





のため一時的に介護できないとき

■種別

次のいずれかの方法によって行います。

- ①家庭委託
- ②特別介護人派遣

■利用方法

- ①事前登録が必要です。
- ②保護を必要とする時は、その都度申込んでください。保護を必要とする事由を確認出来る書類等をお持ちください。

注) 派遣希望日の10日前までに申請してください。

※直前の申請には応じられない場合があります。

■申請手続

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちのうえ、窓口まで

※1回の登録手続で、2つの制度をご利用できます。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

● 家庭委託

■介護内容

- ①介護の時間は、1回につき2時間以内、介護の回数は1か月に8回（16時間）内です。

- ②介護は、登録介護人宅、障がい者宅、上池台障害者福祉会館宿泊訓練室で行います。

- ③1回につき、介護人は1人までです。

■費用

無料（全額公費負担）（諸雑費は自己負担）

● 特別介護人派遣

■派遣内容

- ①登録介護人を派遣して宿泊を伴った介護を行います。
- ②障がい者の状況等に応じて2人まで派遣することができます。（地域福祉課へご相談ください）

※介護人は、同時に2人の障がい者を介護することはできません。

- ③登録介護人宅、障がい者宅、上池台障害者福

祉会館宿泊訓練室のいずれかに派遣します。

- ④派遣は1回につき1泊2日、派遣回数は1年度に18回以内

■費用

無料（全額公費負担）（食費・諸雑費は自己負担）

大田区重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

医療ケアがある重症心身障がい児（者）のご家族の一時的な休息や、就労等の支援のため、訪問看護師等がご自宅で介護を行います。

■対象

区内在住で医療的ケアが必要であり、家族等の在宅介護を受けている方で、次の①か②のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1・2級（肢体不自由）と愛の手帳1・2度を持っている（※）
- ②医療的ケア（表1）が必要な18歳未満の障がい児

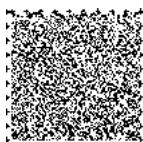
※手帳を所持していない（未申請等）場合、大島分類の区分1～4に該当することが確認できる書類（診断書等）の提出をもってこれに代えることができます。

■内容

事前登録が必要です。

利用は、1回2～4時間（30分単位）で、年度内144時間を上限とします。（※）

※申請の時期により年度内の上限時間は異なります。





医療的ケア

表1

①	人工呼吸器管理 ※1
②	気管内挿管、気管切開
③	鼻咽頭エアウェイ
④	酸素吸入
⑤	6回/日以上の頻回吸引
⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用
⑦	中心静脈栄養 (IVH)
⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）
⑨	腸ろう・腸管栄養
⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）
⑪	定期導尿（3回/日以上）※2
⑫	人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。

※2 人工膀胱を含む。

■費用

自己負担はありません（医師指示書の一部、衛生用品などの費用は自己負担）

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課
(表紙、P28)

重度脳性まひ者介護事業

重度脳性まひにより屋外活動が困難な方の介護を行います。介護人は、障がい者の推薦を受けた家族とします。

- ①障害者総合支援法における障害福祉サービスとの重複利用はできません。（短期入所事業を除く）
- ②地域生活支援事業の移動支援もしくは地域活動支援センター事業との重複利用はできません。

③介護保険制度の訪問介護、通所介護との重複利用はできません。

■対象

20歳以上で重度脳性まひによる身体障害者手帳1級の方

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

在宅重症心身障害児（者）訪問看護（都制度）

ご家族が自信を持ってお子様の在宅療育に当たれるよう、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

■対象

都内に住所を有する在宅の重症心身障がい児（者）（手帳のない方もご相談ください。）

■訪問回数

週に1回程度

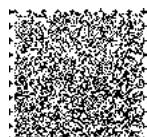
■費用

無料

（ただし、訪問看護開始時等に必要な医師の指示書料は自己負担になります。）

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）
(未就学児については、地域健康課（表紙、P28）へご相談ください。)





在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（都制度）

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対して、療養環境の整備、療養実態の把握、訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的として、医療保険で定められた回数を超えて行う部分に対して訪問看護を実施しています。

■対象

都内にお住まいで、難病医療費の助成対象疾病に罹り患し、その疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用し、医師が1日複数回の訪問看護を必要と認めた方。

■費用

無料

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

在宅難病患者一時入院事業

介護者が病気になったり、その他のやむを得ない事情で患者の世話をできない場合、患者が入院できる制度です。ただし、入退院の送迎はありません。

■対象

都内在住で在宅生活をしている、難病医療費等助成制度対象疾病に罹っている患者で、常時医学的管理の下におく必要のある方。なお、他制度のショートステイを利用できない方が優先となります。

■入院期間

1回の申請で最長1か月間。年間で90日の入院が可能。

■費用負担

医療費や食費などの実費負担等がかかる場合があります。

■予約・受付開始日

- ①人工呼吸器24時間使用患者 利用開始日の1か月前から
- ②①以外の患者 利用開始日の3週間前から

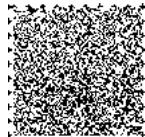
■窓口

各地域庁舎の地域健康課（表紙、P28）

(令和5年4月現在)

一時入院事業を利用できる病院

東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
日本赤十字社東京都支部 大森赤十字病院	大田区中央4-30-1
医療法人社団松和会 池上総合病院	大田区池上6-1-19
東京医療生活協同組合 新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16
東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2
東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15
青梅市立総合病院 ※現在使用不可（開始時期未定）	青梅市東青梅4-16-5
稻城市立病院	稻城市大丸1171
東京都立神経病院	府中市武蔵台2-6-1
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町4-1-1
医療法人社団東光会 西東京中央総合病院	西東京市芝久保町2-4-19





裁判員制度に関する助成

保護者や家族等介護者が「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき裁判員となり、保護対象者を一時的に介護できない場合に利用する短期入所の利用者負担等について助成をします。

●対象

障害支援区分が区分1以上である障がい者
(児) ※短期入所の項目をご覧ください (P82)

●助成費用

利用者負担額：全額補助
光熱水費・食費等の実費負担額：日額5,000円まで補助

●実施施設

指定短期入所事業所

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課 (表紙、P28)

